

事務連絡
令和6年6月21日

各〔都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市〕
障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な事務の簡素化等の措置を講ずることとされました。

今般、当該計画を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス事業者等の吸収合併、吸収分割、新設合併、新設分割及び事業譲渡（以下「吸収合併等」という。）に伴う指定の取扱いについて、下記のとおり整理いたしましたので、内容について御了知の上、管内市町村、障害福祉サービス事業所等への周知等をお願いいたします。

記

第1 吸収合併等に伴う指定の取扱いについて

事業所を運営する法人が吸収合併する場合の指定の取扱いについては、ある法人（以下「A法人」という。）が別の法人（以下「B法人」という。）に吸収合併され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に申請・指定を行う必要がある。

一方で、その場合であっても、指定権者において、施設・事業所の職員に変更がない等、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、事業所を運営する法人が自治体へ行う事務の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行うこととする。（表1）

本取扱いは、吸収合併以外の吸収合併等の際も同様とする。

（表1）吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合における各事務の取扱い

新規指定の 要否	B法人の運営する事業所として新規指定が必要。
指定事務	事務を簡素化する。（第2を参照）
障害福祉サービス 等報酬の取扱い	過去の実績に基づく基本報酬並びに加算及び減算について、実績を通算する。（第3を参照）

第2 吸収合併等に伴う指定手続の簡素化等について

指定手続に関し、施設・事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、次に掲げる手続の簡素化等を行う。なお、吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いする。

i 事業所が自治体へ行う手続

- ・ 吸収合併等後の法人が運営する事業所が指定を受けようとする際に、提出すべき書類については、吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ることにより足りるものとする。このため、例えば、法人格以外に変更がない場合は、事業所を運営する法人の法人格が変更したことがわかる登記事項証明書等を提出することで差し支えない（別紙参照）。

ii 事業所と利用者が行う手続

- ・ サービス等利用計画の変更を不要とする。
- ・ 会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要とする。

第3 障害福祉サービス等報酬上の取扱いについて

障害福祉サービス等報酬上の取扱いに関し、施設・事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、障害福祉サービス等報酬上の実績を通算する。

（例）

- ・ 就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率について、吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算する。
- ・ 福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数を通算する。
- ・ 居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合など、過去の実績に基づく加算については、実績を通算する。
- ・ 定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員など、過去の実績に基づく減算については、実績を通算する。
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算における福祉・介護職員等処遇改善計画書や福祉・介護職員等職員処遇改善実績報告書について、吸収合併等前の旧法人が運営する事業所分と吸収合併等後の法人が運営する事業所分を一括して作成・提出する。

第4 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に関する手続きについて

厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受けて取得等をした財産に係る取り扱いについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日社援発0417001号）に基づいて対応すること。

※ 吸収合併による財産の承継が行われる場合の財産処分の手続き等

- ・ 法人（間接補助事業者等）は、地方公共団体（補助事業者等）を経由して、厚生労働大臣（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長）に財産処分の申請手続きを行うことが原則必要。

（注）財産処分制限期間を経過した財産である場合は、手続きを要しない。

- ・ 財産処分に伴う国庫納付の要否については以下の通り。

(別紙)

指定申請の際に指定権者に届け出ることとされている事項について、①通常の場合と②吸収合併等後の法人が運営する事業所で、法人格以外に変更がない場合の比較（居宅介護の場合）

	①事業者の指定	②柔軟な取扱いの例
1. 事業所の名称及び所在地	○	×
2. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	×
3. 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	○	○
4. 申請者の登記事項証明書又は条例等	○	○
5. 事業所の平面図	○	×
6. 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○	×
7. 運営規程	○	×
8. 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	×
9. 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態	○	×
10. 指定の欠格事由に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	○	×
11. その他指定に関し必要と認める事項	○	×

○＝必要 ×＝事項に変更がなければ、提出不要とする。